

「みなが咲き、ながさき。」ロゴ等の利用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、次に掲げる事項を通じ、長崎県（以下「県」という。）の総体的なブランドイメージの向上を目的として、「みなが咲き、ながさき。」ロゴマーク及びメッセージのデザイン（以下「ロゴ等」という。）を利用する際に必要な事項を定める。

- （1）長崎県の魅力（ブランド価値）に関する県民の理解を深める取組
- （2）長崎県の魅力（ブランド価値）を県外へ広げる取組
- （3）県外からの評価を県民へ伝える取組

（ロゴ等の利用に関する権利）

第2条 ロゴ等に関する一切の権利は、県に属する。

（ロゴ等の利用許諾）

第3条 ロゴ等を利用しようとする者は、あらかじめ、県にロゴ等の利用許諾申請を行い、その許諾を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、ロゴ等の利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、利用許諾申請を要しない。

（利用許諾の申請）

第4条 第3条第1項の規定により、利用許諾を受けようとする者は、「長崎県 電子申請システム」から申請をしなければならない。

- 2 県は、前項の規定により申請を行った者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

（利用許諾の手続き）

第5条 県は、前条第1項の規定による利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、このとき、県はロゴ等の利用方法その他について、必要に応じ条件を付すことができる。

- 2 県は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「みなが咲き、ながさき。」ロゴ等利用許諾書により当該申請者へ通知するものとする。

（利用許諾の制限）

第6条 県は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- （1）県の信用又は品位を傷つけ、又は長崎県のブランドイメージを損なうと認められるとき
- （2）ロゴ等を正しい利用方法に従って利用しないとき
- （3）法令又は公序良俗に反するものと認められるとき
- （4）特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき
- （5）第三者の利益を害するものと認められるとき

(6) 特定の個人、法人、団体、商品等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき

(7) ロゴ等を利用しようとする者が次のいずれかに該当する場合

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(8) ロゴ等の利用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められるとき

(9) その他、県がロゴ等の利用が適当でないと認める場合

2 県は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「みなが咲き、ながさき。」ロゴ等利用不許諾書により当該申請者へ通知するものとする。

(利用許諾内容の変更等)

第7条 第5条の規定により利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ県に連絡し、変更についての許諾を受けなければならない。

2 県は、前項の規定による変更の連絡があった場合は、第5条第1項及び第6条第1項の規定に基づきその内容を審査し、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての許諾を行うことができる。

3 県は、前項に規定する変更についての許諾を行った場合は、「みなが咲き、ながさき。」ロゴ等利用許諾変更通知書により当該利用者に通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴ等の利用においては、第1条に規定する目的に留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。

(2) ロゴ等の利用は、利用許諾(第7条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた内容に限ること。

(3) 利用許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 利用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等(以下「利用対象物等」という。)に、著作権者及び利用許諾番号の表示を行うこと。

(5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるように、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。

(6) 利用対象物等が完成したら、速やかにその写真又はコピーを県へ提出すること。

(7) 県が行う売上調査その他の照会に応じること。

(8) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第9条 ロゴ等の利用料は無料とする。

(利用許諾の取消等)

第10条 県は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

(1) 「みなが咲き、ながさき。」ロゴ等利用許諾申請の内容に、虚偽があることが判明した場合

(2) 第6条第1項の各号のいずれかに該当するに至った場合

(3) 第8条の遵守事項に違反した場合

(4) その他利用許諾の継続が不相当であると認められた場合

2 県は、前項に規定する取消を行った場合は、「みなが咲き、ながさき。」ロゴ等利用取消通知書により当該取消を受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により利用許諾の取消を受けた者は、利用許諾取消の日から利用対象物等にロゴ等を利用することはできない。

4 県は、利用許諾の取消を受けた者に対して、利用許諾の取消を受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

5 県は、利用許諾の取消を受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 県は、第1項の規定により利用許諾の取消を受けた者が、その取消後に行った利用許諾申請について、必要と認める期間、当該利用許諾を行わないことができる。

7 県は、利用許諾を受けずにロゴ等を利用した者が行う利用許諾の申請について、前項の規定を適用することができる。

(利用の非独占性等)

第11条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について県が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 県は、この規程による利用許諾の申請及びロゴ等の利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第13条 県は、利用許諾を行ったことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

3 利用者は、ロゴ等の利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

4 県は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができる。に、必要な法的措置をとることができる。

（情報の公開）

第 14 条 県は、ロゴ等の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消状況について情報を公開することができる。

（事務）

第 15 条 この規程に関する事務は、県ながさき P R 戦略課が行う。

（その他）

第 16 条 この規程に定めるもののほか、ロゴ等の利用に関し必要な事項は、県が別に定める。

附則

この規程は、令和 7 年 10 月 17 日から適用する